

### 第三者評価結果

事業所名：川崎市東小田保育園

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画は、児童憲章や児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨を捉え、保育理念、保育方針、保育目標に基づいて作成しています。子どもの心身の発達状況を長期的に捉え、年齢別の保育目標を掲げ、家庭環境や地域性を考慮して計画案を作成しています。全体的な計画を基に年間指導計画、月間指導計画等を作成し、そのあとに振り返りを行っています。全体的な計画の担当職員を中心に、年度末に職員が話し合って振り返り、検討したものをさらに職員会議で話し合い、次年度の全体的な計画を作成しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; マニュアルに従って、毎日清掃、消毒を行っています。玩具や遊具棚、テーブル・椅子などは毎日消毒をしています。室内の温・湿度管理に注意し、各保育室に温・湿度計や加湿器、空気清浄機を設置して、さらに常時換気を行っています。月1回室内・戸外の安全点検をして危険個所の有無や劣化が無いかを確認し、修理等が必要な場合は速やかに整備しています。築年数が経っており、トイレは暗さや臭いが課題ですが、清掃をはじめ装飾などを施し、子どもたちが使いやすいように工夫しています。スペース的な問題で、子どもが一人になったり、クールダウンできる場所の確保が難しい状況ですが、コーナーの設定などにより、子どもたちが落ち着ける環境を工夫しています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 児童票や健康記録、面談時の記録などの記録類、また、日常の保育から子どもの成長や発達過程、家庭環境を捉え、一人ひとりの子どもの特徴や個人差を把握しています。職員は子どもの表情や仕草、言動から気持ちを汲み取り、思いを表現しやすい雰囲気づくりを行い、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるようにしています。発達相談支援コーディネーターが3名在籍しており、定期的なカンファレンスやリフレーミング研修を行っています。園内研修で全職員が所持している「保育のポイント集」を活用して子どもの人権について学び、子どもの気持ちを尊重した保育を行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 年齢と発達に応じた基本的な生活習慣の自立に向けて、個々の発達を考慮しながら目標やねらいを立案した保育を行っています。子どもの意欲を育てるため、個人マーク等の環境を整えると共に、子どもの気持ちを尊重した声かけや援助を行っています。生活習慣についてはクラス別懇談会、個人面談、送迎時に子どもの姿を保護者と共有し、一人ひとりに合わせた関わりを伝えています。朝の受け入れの際は健康記録表と一緒に体調等を聞き、乳児はそれに加えて0、1、2歳児生活記録から前日の食事内容、睡眠や体調を把握して園での活動と休息のバランスが保てるようにしています。また、体調や機嫌によって遊びの時間や場所の配慮をしています。特に怪我や病欠欠席後などは健康面に留意し、丁寧に対応しています。幼児では看護師、栄養士、保育士の三者連携集会を通して生活習慣の大切さを知らせ、子どもが必要を理解して自ら行うことができるよう働きかけています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
-------------------------------------------------------------------------	---

<コメント>  
子どもがやりたい遊びや玩具を自分で選んで遊べるように環境設定し、子どもの発達や季節、興味に応じて遊具の入れ替えを行っています。子どもたちの発見や思いから遊びが展開されるように見守り、時には仲立ちや援助をしています。コロナ禍以前は広い園庭で異年齢児と自然な関わりを持ちながら遊んでいましたが、現在は園庭や2階テラスで年齢や時間、場所を分けて遊んでいます。園庭には桜、梅、どんぐり、柿など様々な樹があり、実や種、花びらや落ち葉を拾って遊びに使っています。気候の良い時期には散歩や遠足に行き、自然に触れる機会を作っています。友だちとの関わりでは、友だちと一緒にいるのが楽しい、嬉しいと思える活動を計画し、実践しています。楽しい気持ちや一緒にやり遂げた達成感を共有し、気持ちを伝え合うことを大切に援助しています。子どものアイデアを形にするために、様々な素材や用具を用意し、表現活動を楽しめる環境にしています。

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
-------------------------------------------------------------------------------------	---

<コメント>  
月齢や発達に応じたデイリープログラムの作成や遊びの環境設定をしています。室内の空間を分けたり、生活の流れの中で時間差をつけるなど、一人ひとりの状況や成長に合わせた工夫をしています。子どもが安心、安定して過ごせるよう職員の入れ替えを最小限にしています。また、担当制を取り入れ、特定の保育者との関係性を大切にして愛着関係につなげ、情緒の安定を図っています。クラス日より、写真掲示、0、1、2歳児生活記録連絡票の活用や送迎時などに保護者とコミュニケーションを図ることで、家庭と情報共有し、信頼関係を構築しています。

<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
-------------------------------------------------------------------------------------------	---

<コメント>  
大人や友だちと子どもが安心して過ごせるような人的環境や、安全かつ子どもの発達に応じた遊びの設定などの物的環境を整えて保育を行っています。一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重しています。毎月、保育の振り返りを丁寧に行い、職員会議で共通認識を持ち、次月の保育に反映しています。保護者とのコミュニケーションを丁寧に行い、家庭との連携を図っています。コロナ禍以前は異年齢交流を計画的に取り組んでいましたが、現在は難しさがあります。リズム遊びでも、直接接しないよう工夫して行っています。

<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
------------------------------------------------------------------------------------	---

<コメント>  
集団生活の中での情緒安定のため、担任や他の保育者と信頼関係を築き、安心して生活や遊びができるよう配慮しています。一人ひとりの気持ちを大切にしながら、集団の中で自分を主張したり、相手の気持ちを受け止められるよう関わっています。特に4、5歳児は、子どもたちの意見や考えを尊重する保育を実践し、決まりの必要性や自分の気持ちを調整する力を身に付け、友だちと一緒に活動をやり遂げられるように促しています。行事などを通して達成感を味わうことで、次への成長につながるよう継続した保育を行っています。保育については、「保育記録」や写真などを用いたドキュメンテーションを掲示し、保護者に分かりやすく伝えています。今後は地域に向けて掲示板を利用するなど日々の保育の様子を発信していきたいと考えています。

<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
---------------------------------------------------------------------	---

<コメント>  
障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもには各クラスの月指導計画と関連付けて個別の指導計画を作成し、その子どもに合った指導、援助を行っています。子どもたちが共に成長できるインクルーシブ保育を意識して保育を行い、困った時は助け合える関係づくりや、一人ひとりの個性を受け入れられる心や思いやりを育むことを園目標に掲げています。保護者とは面談や送迎時に園での様子を伝え、家庭での様子を聞くなど連絡を密に取っています。特別な支援を必要とする子どもについては、保護者の了承のもとに発達相談に繋げ、関わり方や保護者指導などの助言を受けて保育に生かしています。助言内容を保護者と共有することで、家庭と園で同じ関わりができるようにしています。保護者の気持ちに寄り添いながら、子どもにとっての最善を考え、伝え方や保育を工夫しています。

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; それぞれの子どもの在園時間に幅があるために、一日の保育活動が充実するよう工夫しています。長時間保育の子どもにとって安心して過ごせる時間や、保育室の中にゆったりと遊べるコーナーを作るなどの配慮を行っています。コロナ禍以前の朝夕の保育は異年齢合同で行っていましたが、現在は感染防止のためクラスごとで行っています。しかし、仕切り戸を開けることでお互いの様子を目にし、遊びの真似をするなど互いに刺激を受けられる工夫をしています。登園時間が遅い家庭には生活リズムや保育活動の大切さについて伝えています。延長保育時には引き継ぎ簿を活用し、子どもの様子や保護者への連絡などを担当職員に引き継いでいます。引き続き、家庭的で穏やかに過ごせるような配慮が期待されます。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画の中の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を職員間で共有し、小学校とのつながりを意識した保育計画を立てて保育を行っています。子どもたちが小学校での生活をイメージできるような話をしたり、ハンカチの使い方やおたよりの持ち帰り、ひらがなに触れるなど、学校生活に準じた過ごし方を少しずつ取り入れています。保護者には個人面談やクラス別懇談会で相談に応じたり、就学に向けての過ごし方を知らせて見通しが持てるようにしています。コロナ禍前は小学校との交流や年長担任の授業参観、教員との意見交換の機会等を設けていましたが、現在は限られた対応となっています。保育所児童保育要録を作成し、必要に応じて小学校教員の保育参観や引き継ぎを早めに行うなど、丁寧な連携を行っています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p> <p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; マニュアルに基づいて子どもの健康管理を行っています。登園時に健康記録表を確認し、園児だけでなく同居家族の健康状態も確認して受け入れています。月1回身体測定、頭髪検査を実施しています。必要に応じ専門職間で連携し、保護者と情報共有して適切な配慮をすることで健やかな成長につなげています。子どもの体調の変化や怪我の際は、複数の職員で確認し、保護者へ連絡しています。また、翌日に体調や怪我の状況を確認しています。健康管理年間計画に沿って保健指導や身体測定、園医健診などを実施しています。園児一人ひとりの健康状態に関する情報は、児童票や入園時に提出したすこやか手帳などから情報を得たり、保護者に確認して一覧表を作成しています。乳幼児突然死症候群について、年齢に合わせた睡眠時の観察、体温計測を実施し記録に残しています。特別な配慮を必要とする園児については個別に観察時間を設け観察しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 園医による健診結果は、当日すこやか手帳を通し保護者へ知らせています。看護師より職員にも周知しています。歯科健診は年1回実施しています。コロナ禍のため、園での歯磨きは実施していませんが、歯科健診の結果、必要に応じて受診を勧め、園児の口腔内の健康が維持できるよう働きかけています。三者連携集会で園児が自分自身の健康について意識が持てるよう伝えています。また、その内容や集会の様子を掲示し、保護者にも知らせて保護者の意識も高めています。園児の健康に関して気になることは、園医に確認、相談し、適切に対応しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; アレルギー疾患のある子どもについては、マニュアルに基づいて主治医の判断、意見を健康管理委員会に申請し、指示に従って対応しています。食物アレルギーの場合はテーブル、トレイ、布巾を個人使用としています。メニュー確認では、前月に園と保護者で食事連絡ノートを活用して確認しています。給食委託業者とは前日と当日朝に除去の有無を確認しています。アレルギー児の食事は個別トレイに配膳し、給食委託業者と確認後、提供前に正規職員2人以上で確認して誤配食を防いでいます。アレルギー疾患については、半年ごとの受診で除去の見直しを面談し確認しています。職員は研修でアレルギーについて学んでいます。クラスの子どもたちへは「なぜ一緒にいるものが食べられないのか」を伝えています。保護者には個人情報観点から伝えていません。安全に過ごすための理解を深めてもらえるよう、園としての取組を今後改善していきたいと考えています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画に沿って、食事指導年間計画を作成し、年齢や個々の発達に合わせた食事の形態、量、食器を考慮しています。畑で育てて収穫した野菜を持ち帰り、家庭で調理して食べた様子を保護者から提供してもらい、掲示板に掲示することで、家庭と共に食育活動を進めています。育てたスイカでスイカ割りをしたり、ピーマンの曲やソラマメの歌を歌い、楽しみながら食について関心を深めています。行事食の時にはランチョンマットを使用したり、各クラスで好きな場所で食べられる日を設定する等、食事をする場の工夫をして美味しく楽しく食べられる雰囲気づくりを行っています。クラス別懇談会や個人面談などで子どもの食生活や食育について情報共有し、家庭と連携をとっています。食育掲示板コーナーや、三者連携の活動の中で子どもが食や健康について学べる場を作り、食への関心を持てるようにしています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>離乳食、アレルギー食、子どもの体調などに配慮した配慮食など、健康や発達に応じた食事の提供をしています。給食委託業者とは献立、配慮食、アレルギー食などを毎日確認する他、月1回開催する給食会議で情報共有し、安全に食事の提供ができるようにしています。給食時間に保育士が子どもと一緒に食事をするので、子どもの食べている様子や嗜好を把握しています。コロナ禍以前は、給食委託業者が保育室で温かいご飯をよそい、子どもの様子を確認していましたが、コロナ禍のため、喫食状況報告書や毎日の給食打合せで、子どもの様子を給食委託業者と共有し、翌日の給食に反映しています。川崎市の統一献立で郷土料理や外国の料理が取り入れられるようになり、様々な食事形態や食文化、味付け、メニューに関心が持てるようにしています。</p>	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭での状況や理解に努め、保護者からの質問や相談などに応じて、保護者に寄り添った対応をしています。0~2歳児は一人ひとりの連絡帳を活用したり、送迎時のコミュニケーションを通して、子どもの成長する姿を共有しています。幼児クラスは日々の保育の記録を保育室入り口に掲示するなど丁寧な関わりをしています。園では、保育参観を実施し、家庭では見られない園での子どもの生活の様子を確認し、子育ての喜びを実感したり、保育の意図や内容を理解してもらう機会となっています。おたよりやクラス別懇談会でも、保育の内容や子どもの成長を共有し、保護者役員会とも連携することで、家庭と園での協力体制を整えています。保護者との個人面談を定期的実施し、子育て相談にも応じています。個人面談等で得た情報についての記録を作成し、児童票と一緒にファイルしています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日々の子どもの送迎時には、保護者への積極的な声かけを大切に、信頼関係を築き、保護者が気軽に相談しやすい環境を作っています。保護者からの質問には、迅速に対応することを心がけ、「引き継ぎ簿」を用意して伝達のミスがないように努めています。保護者とは定期的な個人面談のほか、必要に応じて相談を受けています。個人面談等に際しては、プライバシーに配慮して、子育て支援のために設置した保育室等を使用するなど、安心して相談できる体制です。園には、専門職として看護師、栄養士を配置しているため、必要に応じて対応しています。専門職の直接の支援を受けられることで、保護者の安心に繋がっています。担当保育士が保護者の相談を受けた時は、適切な対応ができるように、園長等が助言の支援ができる体制です。相談内容は記録し、個人ファイルに綴じ職員間で情報の共有をしています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>虐待等の権利侵害を見逃さないよう、日々、子どもや保護者の様子から、虐待の兆候を感じたときは、速やかに園長に報告すると共に、声かけをしたり、個人面談につなげるようにしています。虐待が疑われる家庭について職員間で情報共有しています。必要に応じて関係機関と連携し、「虐待対応マニュアル」に基づいた取組をしており、川崎市より配布された「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を基にチェックポイントを確認し、早期発見、適切な対応に役立っています。今後は、さらに保護者への啓発活動を進め、共通理解を図り、的確な援助が期待されます。</p>	

### A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>保育日誌で日々の保育の振り返りを行っており、年間指導計画では期ごとに、月間・週間指導計画では、それぞれ月ごと、週ごとに振り返りを行い、次の指導計画に反映をしています。保育運営、行事、会議などでも自らの保育実践を考察し、自己評価を行い、他職員と共有することで保育の質の向上を図っています。会議ではクラスのエピソードを加えて報告するなど、より具体的に保育の状況が共有できるようにしています。園内に組織された自己評価担当が、年3回の職員自己評価をとりまとめ、園としての課題を抽出し、職員全員で協議、検討して改善に向けて取り組んでいます。評価結果は、玄関や各保育室の入り口に掲示し、保護者に公開しています。</p>	